

## 東日本大震災復興交付金基金交付申請等要領

平成24年	2月10日	
平成24年11月30日		一部改正
平成25年3月8日		一部改正
平成26年11月25日		一部改正
平成27年4月9日		一部改正
令和2年10月14日		一部改正

東日本大震災復興交付金基金交付申請等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、「国土交通省所管補助金等交付規則」（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和34年4月1日付け建設省発会第107号建設事務次官通知。以下「工事設計書通知」という。）、「東日本大震災復興交付金制度要綱」（平成24年1月6日付け、府復第3号・23文科政54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号通知。以下「制度要綱」という。）、「東日本大震災復興交付金基金管理運営要領」（平成24年1月13日付け、府復第4号・23文科政56号・厚生労働省発会0106第4号・23予634号・国官会第2358号・環境政発第120106001号通知。以下「基金管理運営要領」という。）及び「東日本大震災復興交付金基金交付要綱」（平成24年1月16日付け国官会2412号国土交通事務次官通知。以下「基金交付要綱」という。）その他の特別の定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、以下において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、適正化法、適正化法施行令、交付規則、工事設計書通知、制度要綱、基金管理運営要領及び基金交付要綱において使用する用語の例によるものとする。

### 第1編 東日本大震災復興交付金基金造成事業の交付申請等

#### 第1章 東日本大震災復興交付金基金の交付申請等

##### 第1 交付金の交付申請の手続

- 1 東日本大震災復興交付金のうち、基金造成事業に対して交付するもの（国土交

通大臣が交付担当大臣であるものに限る。以下「交付金」という。)の交付申請は、国土交通大臣あての東日本大震災復興交付金基金交付申請書(以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を原則添付し、これらを提出して行うものとする。なお、復興交付金事業計画(国土交通省所管事業に係る部分に限る。以下同じ。)が複数ある場合には、次に掲げる書類は、復興交付金事業計画ごとに一連に綴るものとする。

- 一 基金を取り崩して施行しようとする復興交付金事業等の概要を示す図面
  - 二 基金を取り崩して施行しようとする復興交付金事業等に、基金、一般財源及び地方債以外の財源を充てようとするときは、事業費財源表
  - 三 特定地方公共団体の歳入歳出予算(見込)書抄本
  - 四 特定地方公共団体の基金条例又はその案
- 2 交付申請書のうち、特定都道府県及び指定市(特定市町村であるものに限る。以下同じ。)に係る交付申請書にあつては、内閣総理大臣を経由して、地方整備局長等(地方整備局長、北海道開発局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。
  - 3 交付申請書のうち、特定市町村(指定市を除く。第7章を除き、以下同じ。)に係る交付申請書にあつては、内閣総理大臣を経由して、当該特定市町村の存する特定都道府県知事に提出するものとする。
  - 4 地方整備局長等は、第2項の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、東日本大震災復興交付金基金交付申請進達書(以下「進達書」という。)に提出を受けた交付申請書を添付し、これを国土交通大臣に提出するものとする。
  - 5 特定都道府県知事は、第3項の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、東日本大震災復興交付金基金交付申請(市町村)報告書(以下「報告書」という。)に提出を受けた交付申請書を添付し、これを地方整備局長等に提出するものとする。
  - 6 地方整備局長等は、特定都道府県知事から前項の規定により報告書の提出を受けたときは、進達書に当該報告書を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

## 第2 交付金の交付決定の変更申請

- 1 交付決定を受けた交付金について、交付決定単位ごとの交付決定額、復興交付金事業計画ごとの交付金交付額、要素事業に要する経費の配分又は復興交付金事業等の内容を変更しようとするときは、国土交通大臣あての東日本大震災復興交付金基金交付決定変更申請書(以下「交付決定変更申請書」という。)に、原則、第1第1項各号に定める書類(変更が生じたものにあつては変更後のもの)を添付し、これらを提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。

- 2 第1第2項から第6項までの規定は、前項の交付決定の変更申請の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第2項	交付申請書	交付決定変更申請書
第1第3項	交付申請書	交付決定変更申請書
第1第4項	交付申請書	交付決定変更申請書
	東日本大震災復興交付金基金 交付申請進達書（以下 「進達書」という。）	東日本大震災復興交付金基金交 付決定変更申請進達書（以下 「変更申請進達書」とい う。）
第1第5項	交付申請書	交付決定変更申請書
	東日本大震災復興交付金基金 交付申請（市町村）報告書 （以下「報告書」とい う。）	東日本大震災復興交付金基金交 付決定変更申請（市町村）報 告書（以下「変更申請（市町村） 報告書」という。）
第1第6項	報告書	変更申請（市町村）報告書
	進達書	変更申請進達書

- 3 復興交付金事業計画に示された復興交付金事業等については、要素事業に要する経費の費目間の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものであって復興交付金事業計画ごとの交付金交付額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第1号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更申請を要しない。
- 4 要素事業の新設又は廃止を伴わない復興交付金事業等の内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものであって復興交付金事業計画ごとの交付金交付額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

### 第3 基金造成事業等の完了予定期日の変更

- 1 基金造成事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、基金造成事業に関する国土交通大臣あての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、交付金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6箇月以内であるものをしようとするときは、この限りでない。
- 2 第1第2項から第6項までの規定は、前項に規定する基金造成事業の完了予定期日の変更の報告の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第2項	交付申請書	基金造成事業の完了予定期日変更報告書
第1第3項	交付申請書	基金造成事業の完了予定期日変更報告書
第1第4項	交付申請書	基金造成事業の完了予定期日変更報告書
	違反せず、金額の算定に誤りがない	違反しない
	交付金を交付すべき	完了予定期日の変更がやむを得ない
	東日本大震災復興交付金基金交付申請進達書（以下「進達書」という。）	東日本大震災復興交付金基金造成事業完了予定期日変更報告進達書（以下「基金造成事業完了予定期日変更報告進達書」という。）
第1第5項	交付申請書	基金造成事業の完了予定期日変更報告書
	違反せず、金額の算定に誤りがない	違反しない
	交付金を交付すべき	完了予定期日の変更がやむを得ない
	東日本大震災復興交付金基金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	東日本大震災復興交付金基金造成事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書（以下「基金造成事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書」という。）
第1第6項	報告書	基金造成事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書
	進達書	基金造成事業完了予定期日変更報告進達書

- 3 要素事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、要素事業に関する国土交通大臣あての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日後6箇月以内であるものをしようとするときは、この限りでない。
- 4 第1第2項から第6項までの規定は、前項に規定する要素事業の完了予定期日の変更の報告の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第2項	交付申請書	要素事業の完了予定期日変更報告書
第1第3項	交付申請書	要素事業の完了予定期日変更報告書
第1第4項	交付申請書	要素事業の完了予定期日変更報告書
	違反せず、金額の算定に誤りがない	違反しない
	交付金を交付すべき	完了予定期日の変更がやむを得ない
	東日本大震災復興交付金基金交付申請進達書（以下「進達書」という。）	東日本大震災復興交付金基金要素事業完了予定期日変更報告進達書（以下「要素事業完了予定期日変更報告進達書」という。）
第1第5項	交付申請書	要素事業の完了予定期日変更報告書
	違反せず、金額の算定に誤りがない	違反しない
	交付金を交付すべき	完了予定期日の変更がやむを得ない
	東日本大震災復興交付金基金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	東日本大震災復興交付金基金要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書（以下「要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書」という。）
第1第6項	報告書	要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書
	進達書	要素事業完了予定期日変更報告進達書

- 5 第1項又は第3項に規定する完了予定期日の変更が要素事業に要する経費の配分又は復興交付金事業等の内容の変更（適正化法第7条第1項第1号又は第3号の軽微な変更該当するものを除く。）に伴うものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、第2第1項に規定する交付決定変更申請書に、完了予定期日を変更しようとする旨を記載して、これを提出するものとする。

#### 第4 工事設計書等の作成、費目の内容及び算定方法

- 1 第1の交付申請又は第2の交付決定の変更申請を行おうとするときは、要素事

業ごとに、事業費の内訳を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の規定により作成した事業費の内訳を明らかにした書類は、原則、交付申請又は交付決定の変更申請に当たっては、提出を要しない。
- 3 第1項の事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、別表に定めるとおりとする。
- 4 第1項の事業費の内訳を作成する際の際の要領及び基準は、工事設計書通知及び従前の補助事業等に係る通知、要綱等を参考にすることをとする。
- 5 第1項の事業費の内訳を作成する際に用いる設計単価及び歩掛について、前項に規定する要領及び基準により難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案した適正な単価又は歩掛等を用いて算出することができる。この場合は、算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を事業費の内訳に添付しておくものとする。

## 第5 交付金の交付決定の取消申請

- 1 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付の決定の取消を申請しようとするときは、国土交通大臣あての東日本大震災復興交付金基金交付決定取消申請書（以下「交付決定取消申請書」という。）を提出して、交付決定の取消申請を行うものとする。
- 2 第1第2項から第6項までの規定は、前項の交付決定の取消申請の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第2項	交付申請書	交付決定取消申請書
第1第3項	交付申請書	交付決定取消申請書
第1第4項	交付申請書	交付決定取消申請書
	東日本大震災復興交付金基金交付申請進達書（以下「進達書」という。）	東日本大震災復興交付金基金交付決定取消申請進達書（以下「取消申請進達書」という。）
第1第5項	交付申請書	交付決定取消申請書
	東日本大震災復興交付金基金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	東日本大震災復興交付金基金交付決定取消申請（市町村）報告書（以下「取消申請（市町村）報告書」という。）
第1第6項	報告書	取消申請（市町村）報告書
	進達書	取消申請進達書

## 第6 申請書等の様式

第1から第5までに定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

一 交付申請書	参考様式第 1
二 報告書	参考様式第 2
三 進達書	参考様式第 3
四 交付決定変更申請書	参考様式第 4
五 変更申請（市町村）報告書	参考様式第 5
六 変更申請進達書	参考様式第 6
七 基金造成事業の完了予定期日変更報告書	参考様式第 7
八 基金造成事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書	参考様式第 8
九 基金造成事業完了予定期日変更報告進達書	参考様式第 9
十 要素事業の完了予定期日変更報告書	参考様式第 10
十一 要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書	参考様式第 11
十二 要素事業完了予定期日変更報告進達書	参考様式第 12
十三 事業費財源表	参考様式第 13
十四 交付決定取消申請書	参考様式第 14
十五 取消申請（市町村）報告書	参考様式第 15
十六 取消申請進達書	参考様式第 16

## 第 2 章 一括設計審査（全体設計）

### 第 7 一括設計審査（全体設計）

- 1 要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2カ年度以上にわたる工事を施行する場合は、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができる。これを変更する場合も同様とし、事業費（全体設計額）の総額の変更については、変更の申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けようとするときは、交付申請前に、一括設計審査（全体設計）申請書並びに一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出するものとする。
- 3 一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等の作成する際の要領及び基準は、第4第1項の規定により、交付申請又は交付決定の変更申請に際して作成する場合の要領及び基準に準じるものとする。なお、施行年度毎に区分して作成する必要はない。
- 4 一括設計審査（全体設計）の申請に関する前2項の規定は、一括工事設計書（全体設計書）の変更の申請について準用する。この場合において、第2項中「一括設計審査（全体設計）申請書」とあるのは「一括設計審査（全体設計）変更申請書」と読み替えるものとする。
- 5 一括設計審査（全体設計）（変更の審査を含む。）を受けた要素事業については、各年度の交付金の交付申請又は交付決定の変更申請に当たって、第4第1項の規定にかかわらず、事業費の内訳を明らかにした書類を作成することは要しない。ただし、当該要素事業について、一括設計審査（全体設計）の変更の審査を

受けずに事業費の内訳を変更している場合には、この限りでない。

- 6 第1第3項及び第5項の規定は、特定市町村が行う一括設計審査（全体設計）の申請又はその変更の申請の申請について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第3項	交付申請書	一括設計審査（全体設計）申請書
第1第5項	交付申請書	一括設計審査（全体設計）申請書
	交付金の交付が法令	法令
	交付金を交付すべき	承認すべき
	東日本大震災復興交付金基金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書

- 7 第2項、第4項及び前項に定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 一 一括設計審査（全体設計）申請書        | 参考様式第17 |
| 二 一括設計審査（全体設計）変更申請書      | 参考様式第18 |
| 三 一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書 | 参考様式第19 |

### 第3章 指導監督交付金

#### 第8 指導監督交付金の交付申請

指導監督交付金（基金交付要綱第16条に規定する指導監督交付金をいう。以下同じ。）の各費目の区分及び内容は、「東日本大震災復興交付金交付申請等要領」（平成24年2月10日付け国官会第2665号国土交通事務次官通知。以下「単年度執行型要領」という。）別表第2のとおりとし、指導監督交付金の交付を受けようとするときは、単年度執行型要領第8に定めるところにより、交付申請を行うものとする。

## 第2編 東日本大震災復興交付金基金造成事業の実績報告及び額の確定

### 第4章 基金造成事業の完了実績報告

#### 第9 完了実績報告



- 1 基金造成事業の完了実績報告は、完了の日から起算して一箇月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、東日本大震災復興交付金基金造成事業完了実績報告書（以下「完了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、これらを提出して行うものとする。なお、基金条例については、申請時に提出したものから変更がない場合は、提出を省略することができるものとする。
  - 一 特定地方公共団体の歳入歳出決算（見込）書抄本
  - 二 特定地方公共団体の基金条例
- 2 いわゆる施越工事等で交付金の交付の決定日において事業の全部が完了しているものに係る完了実績報告書については、交付決定日をもって完了の日とみなして前記期日までに提出するものとする。
- 3 完了実績報告書のうち、特定都道府県及び指定市に係る完了実績報告書にあつては、内閣総理大臣を経由して、地方整備局長等あてに提出するものとする。
- 4 完了実績報告書のうち、特定市町村に係る完了実績報告書にあつては、内閣総理大臣を経由して、当該特定市町村の存する特定都道府県知事あてに提出するものとする。
- 5 指導監督交付金に係る完了実績報告については、東日本大震災復興交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（平成26年3月30日付け国官会第3301号国土交通事務次官通知。以下「単年度型実績報告等要領」という。）第2章に定めるところにより行うものとする。

## 第10 年度終了実績報告

- 1 基金造成事業の年度終了実績報告は、当該報告に係る交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに、東日本大震災復興交付金基金造成事業年度終了実績報告書（以下「年度終了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、これらを提出して行うものとする。なお、基金条例については、申請時に提出したものから変更がない場合は、提出を省略することができるものとする。
  - 一 特定地方公共団体の歳入歳出決算（見込）書抄本
  - 二 特定地方公共団体の基金条例
- 2 年度終了実績報告書のうち、特定都道府県及び指定市に係る年度終了実績報告書にあつては、内閣総理大臣を経由して、地方整備局長等あてに提出するものとする。
- 3 年度終了実績報告書のうち、特定市町村に係る年度終了実績報告書にあつては、内閣総理大臣を経由して、当該特定市町村の存する特定都道府県知事あてに提出するものとする。

## 第11 実績報告書の様式

第9及び第10に規定する実績報告書は、次の各号に掲げる報告書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

- 一 完了実績報告書

参考様式第20

## 第 5 章 基金造成事業の額の確定等

### 第 1 2 額の確定等

- 1 地方整備局長等又は特定都道府県知事は、完了実績報告書を受領したときは、完了実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、適正化法第 15 条の規定により交付金の額を確定し、東日本大震災復興交付金基金交付額確定通知書により、内閣総理大臣を経由して、特定地方公共団体の長に通知するものとする。
- 2 地方整備局長等又は特定都道府県知事は、完了実績報告書による基金造成事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該基金造成事業の是正の命令をするときは、東日本大震災復興交付金基金造成事業是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う基金造成事業が完了した場合は、第 9 の取扱いとなる。
- 3 地方整備局長等又は特定都道府県知事は、交付金の額を確定した場合において、基金造成事業に要した経費をこえる交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定により交付金の返還を東日本大震災復興交付金基金交付額返還命令書により命ずるものとする。
- 4 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から 90 日以内で適宜返還期限を定めることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 返還命令により発生した債権については、地方整備局長等又は特定都道府県知事は、債権発生通知書により債権の発生通知をするものとする。
- 6 地方整備局長等又は特定都道府県知事は、交付金の額の確定を行った場合は、東日本大震災復興交付金基金交付額確定報告書又は東日本大震災復興交付金基金交付額確定（市町村）報告書により、速やかに国土交通大臣又は地方整備局長等に報告を行うものとする。また、地方整備局長等は、特定都道府県知事より、特定市町村に係る交付金の額の確定の報告があった場合は、写しを添付の上、東日本大震災復興交付金基金交付額確定（市町村）報告に係る報告書により、国土交通大臣に提出するものとする。
- 7 指導監督交付金に係る額の確定については、単年度型実績報告等要領第 4 章に定めるところにより行うものとする。
- 8 第 1 2 に規定する通知等は、次の各号に掲げる通知等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

一 東日本大震災復興交付金基金交付額確定通知書	参考様式第 2 2
二 東日本大震災復興交付金基金造成事業是正命令書	参考様式第 2 3
三 東日本大震災復興交付金基金交付額返還命令書	参考様式第 2 4
四 債権発生通知書	参考様式第 2 5
五 東日本大震災復興交付金基金交付額確定報告書	参考様式第 2 6
六 東日本大震災復興交付金基金交付額確定（市町村） 報告書	参考様式第 2 7
七 東日本大震災復興交付金基金交付額確定（市町村）報告 に係る報告書	参考様式第 2 8

### 第 3 編 市街地復興効果促進事業の使途内訳書の提出

#### 第 6 章 市街地復興効果促進事業の使途内訳書の提出

基金交付要綱附属第Ⅱ編 2 1 の 3. の 1 に規定する国土交通大臣に対する市街地復興効果促進事業の使途内訳を定めた書類（以下「使途内訳書」という。）の提出については、この章の定めるところにより取り扱うこととする。

#### 第 1 3 市街地復興効果促進事業の使途内訳書の提出の手続き

- 1 市街地復興効果促進事業の使途内訳書の提出は、国土交通大臣あての市街地復興効果促進事業使途内訳提出書（以下「提出書」という。）に、次に掲げる書類を原則添付し、これらを提出して行うものとする。
  - 一 市街地復興効果促進事業の概要を示す書類
  - 二 事業費財源表（市街地復興効果促進事業に、基金、一般財源及び地方債以外の財源を充てようとするときに限る。）
- 2 第 1 第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の市街地復興効果促進事業の使途内訳書の提出の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 第 2 項	交付申請書	提出書
第 1 第 3 項	交付申請書	提出書
第 1 第 4 項	交付申請書	提出書
	交付金の交付	市街地復興効果促進事業の使途
	交付金を交付すべき	適正である
	東日本大震災復興交付金交付申請進達書（以下、「進達書」という。）	市街地復興効果促進事業内訳書類提出進達書（以下「使途内訳進達書」という。）
第 1 第 5 項	交付申請書	提出書

	交付金の交付	市街地復興効果促進事業の用途
	交付金を交付すべき	適正である
	東日本大震災復興交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	市街地復興効果促進事業用途内訳提出（市町村）報告書（以下「用途内訳（市町村）報告書」という。）
第1第6項	報告書	用途内訳（市町村）報告書
	進達書	用途内訳進達書

#### 第14 市街地復興効果促進事業の用途内訳書の変更提出

- 1 市街地復興効果促進事業の用途内訳書の記載事項について、次に掲げる変更をしようとするときは、国土交通大臣あての市街地復興効果促進事業用途内訳変更提出書（以下「変更提出書」という。）に、原則、第13第1項各号に定める書類を添付し、これらを提出して、用途内訳書の変更提出を行うものとする。
  - 一 細要素事業の交付額の総額を変更する場合
  - 二 細要素事業に要する経費の配分を変更する場合
  - 三 細要素事業の内容を変更する場合
- 2 第1第2項から第6項までの規定は、前項の用途内訳書の変更提出の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第2項	交付申請書	変更提出書
第1第3項	交付申請書	変更提出書
第1第4項	交付申請書	変更提出書
	交付金の交付	市街地復興効果促進事業の用途
	交付金を交付すべき	適正である
	東日本大震災復興交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）	市街地復興効果促進事業用途内訳変更提出進達書（以下「用途内訳変更進達書」という。）
第1第5項	交付申請書	変更提出書
	交付金の交付	市街地復興効果促進事業の用途
	交付金を交付すべき	適正である
	東日本大震災復興交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	市街地復興効果促進事業用途内訳変更提出（市町村）報告書（以下「用途内訳変更（市町村）報告書」という。）
第1第6項	報告書	用途内訳変更（市町村）報告書
	進達書	用途内訳変更進達書

- 3 細要素事業については、細要素事業に要する経費の費目間の流用で、細要素事

業の交付額の総額に変更が生じないものは、軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更の協議を要しない。

- 4 細要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で、細要素事業の交付額の総額に変更が生じないものは、軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、事業内容に関する変更の協議を要しない。

## 第15 市街地復興効果促進事業の完了予定期日の変更

- 1 市街地復興効果促進事業の細要素事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、細要素事業に関する国土交通大臣あての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日後6箇月以内であるものをしようとするときは、この限りでない。
- 2 第1第2項から第6項までの規定は、前項に規定する細要素事業の完了予定期日の変更の報告の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第2項	交付申請書	細要素事業の完了予定期日変更報告書
第1第3項	交付申請書	細要素事業の完了予定期日変更報告書
第1第4項	交付申請書	細要素事業の完了予定期日変更報告書
	交付金の交付	細要素事業の完了予定期日の変更
	違反せず、金額の算定に誤りがない	違反しない
	交付金を交付すべき	完了予定期日の変更がやむを得ない
	東日本大震災復興交付金交付申請進達書（以下、「進達書」という。）	市街地復興効果促進事業細要素事業完了予定期日変更報告進達書（以下「細要素事業完了予定期日変更報告進達書」という。）
第1第5項	交付申請書	細要素事業の完了予定期日変更報告書
	交付金の交付	細要素事業の完了予定期日の変更
	違反せず、金額の算定に誤りがない	違反しない
	交付金を交付すべきもの	完了予定期日の変更がやむを得

		ない
	東日本大震災復興交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	市街地復興効果促進事業細要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書（以下「細要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書」という。）
第1第6項	報告書	細要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書
	進達書	細要素事業完了予定期日変更報告進達書

- 3 第1項に規定する細要素事業の完了予定期日の変更が経費の配分又は事業の内容の変更（第14第3項又は第4項の軽微な変更に該当するものを除く。）に伴うものであるときは、第1項本文の規定にかかわらず、第14第1項に規定する変更提出書に、完了予定期日を変更しようとする旨を記載して、これを提出するものとする。

## 第16 工事設計書等の作成、費目の内容及び算定方法

- 1 第13の使途内訳書の提出又は第14の使途内訳書の変更提出を行おうとするときは、細要素事業ごとに、事業費の内訳を明らかにしておくものとする。
- 2 前項の規定により作成した事業費の内訳を明らかにした書類は、原則、使途内訳書の提出又は使途内訳書の変更提出に当たっては、提出を要しない。
- 3 第1項の事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、別表によるものとする。
- 4 第1項の事業費の内訳を作成する際の際の要領及び基準は、工事設計書通知及び従前の補助事業等に係る通知、要綱等を参考にするものとする。
- 5 第1項の事業費の内訳を作成する際に用いる設計単価及び歩掛について、前項に規定する要領及び基準により難しい特別な事情があるときは、諸要素を勘案した適正な単価又は歩掛等を用いて算出することができる。この場合は、算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を事業費の内訳に添付しておくものとする。

## 第17 細要素事業の一括設計審査（全体設計）

- 1 細要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2箇年度以上にわたる工事を施行する場合は、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができる。これを変更する場合も同様とし、事業費（全体設計額）の総額の変更については、変更の申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による設計審査（以下「細要素事業の一括設計審査（全体設計）」という。）を受けようとするときは、使途内訳書の提出前に、細要素事業の一括

設計審査（全体設計）申請書並びに細要素事業の一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出するものとする。

- 3 細要素事業の一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等の作成する際の要領及び基準は、第16第1項の規定により、使途内訳書の提出又は使途内訳書の変更提出に際して作成する場合の要領及び基準に準じるものとする。なお、施行年度毎に区分して作成する必要はない。
- 4 細要素事業の一括設計審査（全体設計）の申請に関する前2項の規定は、細要素事業の一括工事設計書（全体設計書）の変更の申請について準用する。この場合において、第2項中「細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請書」とあるのは「細要素事業の一括設計審査（全体設計）変更申請書」と読み替えるものとする。
- 5 細要素事業の一括設計審査（全体設計）（変更の審査を含む。）を受けた細要素事業については、各年度の内容書類の提出又は使途内訳書の変更提出に当たって、第16第1項の規定にかかわらず、事業費の内訳を明らかにした書類を作成することは要しない。ただし、当該細要素事業について、細要素事業の一括設計審査（全体設計）の変更の審査を受けずに事業費の内訳を変更している場合には、この限りでない。
- 6 第1第3項及び第5項の規定は、特定市町村が行う細要素事業の一括設計審査（全体設計）の申請又はその変更の申請の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第3項	交付申請書	細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請書
第1第5項	交付申請書	細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請書
	交付金の交付が法令	法令
	交付金を交付すべき	承認すべき
	東日本大震災復興交付金交付申請（市町村）報告書（以下「報告書」という。）	細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書

## 第18 提出書等の様式

第6章に規定する提出書等は、次の各号に掲げる提出書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| 一 提出書            | 参考様式第29 |
| 二 使途内訳（市町村）報告書   | 参考様式第30 |
| 三 使途内訳進達書        | 参考様式第31 |
| 四 変更提出書          | 参考様式第32 |
| 五 使途内訳変更（市町村）報告書 | 参考様式第33 |

六 用途内訳変更進達書	参考様式第 3 4
七 細要素事業の完了予定期日変更報告書	参考様式第 3 5
八 細要素事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書	参考様式第 3 6
九 細要素事業完了予定期日変更報告進達書	参考様式第 3 7
十 事業費財源表	参考様式第 3 8
十一 細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請書	参考様式第 3 9
十二 細要素事業の一括設計審査（全体設計）変更申請書	参考様式第 4 0
十三 細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請（市町村） 報告書	参考様式第 4 1

## 第 4 編 雑則

### 第 7 章 その他

#### 第 1 9 東日本大震災復興交付金基金造成事業の交付申請等に係る雑則

- 1 交付決定単位は、交付担当大臣ごと、かつ、特定市町村ごと又は特定都道府県ごととする。
- 2 交付規則第 3 条に規定する申請書の提出時期は、特定市町村又は特定都道府県に対し、別に通知する。
- 3 地方整備局長等が交付申請書の受理後、国土交通大臣が交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は 3 0 日とする。また、特定都道府県知事が交付申請書の受理後、国土交通大臣あての報告をするまでに通常要すべき標準的な期間は 3 0 日とする。

#### 第 2 0 市街地復興効果促進事業の用途内訳書の提出に係る雑則

- 1 用途内訳書の提出は、要素事業単位（市街地復興効果促進事業ごと）により行うものとする。
- 2 用途内訳書の提出の時期は、特定市町村又は特定都道府県に対し、別に通知する。
- 3 地方整備局長等が用途内訳書を受領後、国土交通大臣が修正の有無を回答をするまでに通常要すべき標準的な期間は 3 0 日とする。また、特定都道府県知事が内訳書類を受領後、国土交通大臣あての報告をするまでに通常要すべき標準的な期間は 3 0 日とする。

### 附 則

- 1 施行期日  
この通知は、平成 2 4 年 2 月 1 0 日から施行する。



附 則 （平成 24 年 1 月 30 日付け国官会第 2146 号）

1 施行期日

この通知は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。

2 経過措置

- 一 この通知の施行の際現に基金交付要綱附属第Ⅱ編 21 の 3. の 1 に規定する国土交通大臣に対する市街地復興効果促進事業の使途内訳書の提出をし、又はしようとする特定市町村は、この通知の施行の日から 30 日間は、この通知の規定にかかわらず、当該手続を従前の例により行うことができる。
- 二 平成 24 年 1 月 30 日付け国官会第 2143 号による改正前の交付要綱附属第Ⅲ編の規定に基づいてした手続は、この通知の相当規定に基づいてした手続とみなす。

附 則 （平成 25 年 3 月 8 日付け国官会第 3182 号）

1 施行期日

この通知は、平成 25 年 3 月 8 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 1 月 25 日付け国官会第 1894 号）

1 施行期日

この通知は、平成 26 年 1 月 25 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 4 月 9 日付け国官会第 110 号）

1 施行期日

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 10 月 14 日付け国官会第 16613 号）

1 施行期日

この通知は、令和 2 年 10 月 15 日から施行する。

## 別表

## 事業費の区分及び内容

費目	科目		説明
	節	区分	
本工事費			事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事、工事を施行するために必要な見張所、倉庫等（以下「工事関連施設」という。）の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地、工事関連施設の借料、工事関連施設の建物に係る敷地の買収料及び借料とする。ただし、請負施行の場合は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。
内	原材料費	工事材料費	本工事に直接必要な鋼材、セメント、砂利、木材等の工事材料費である。
	需用費	燃料費	本工事に直接必要な石炭、木炭、燃料油、動力費、電気料、水道料、ガス料、消耗器材費等である。
		光熱費	
		消耗品費	
	役務費	通信運搬費	本工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃、労務者の輸送費等である。
		保管料	本工事に直接必要な諸資材の保管料である。
	使用料及び賃借料		本工事に直接必要な諸資材の材料置場用土地、建物等の使用料又は賃借料である。
訳	工事請負費		本工事の全部又は一部を請負で施行する場合の経費である。
	委託料		本工事の全部又は一部を委託（事務費等の間接経費を含む。）する場合の経費である。

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
附 帯 工 事 費			補助事業者等が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、本工事費の内容に相当する部分の経費（他の経費はそれぞれの該当費目に計上する。）の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合においては、当該附帯工事の工事費（測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費及び工事雑費の相当額を含む。）及び事務費の総額とする。
内     訳	負担金、補助金及び交付金  原 材 料 費 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料 工事請負費 委 託 料	負 担 金	<p>附帯工事の施設の管理者が施行する場合に附帯工事負担金として支出する経費である。</p> <p>補助事業者が自ら直営又は請負によって施行する場合の経費であって、その内容は本工事費の例に準ずる。</p>
測量設計費			工事を施行するために必要な測量、試験、観測、設計、点検及び調査等に要する費用とする。
内     訳	原 材 料 費 需 用 費 使用料及び賃借料 備品購入費 委 託 料 工事請負費	消 耗 品 費  修 繕 費  機 械 器 具 費	<p>調査、測量及び試験のために必要な測量杭、丁張材料等の消耗器材費である。</p> <p>調査、測量及び試験のために必要な文具費等である。</p> <p>調査、測量及び試験のために必要な機械器具（トランシット、レベル製図吊具及びこれに類する各種試験器具でその部品を含む。）の購入、修繕及び借上に要する経費である。</p> <p>調査、測量（設計業務を含む。）、試験等を委託（事務費等の間接経費を含む。）又は請負に付する場合の経費である。</p>

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
用地費 及 補償費			<p>工事の施行に必要な土地等の買収費（都市再開発法第91条に規定する補償金等を含む。）、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代え直接施行する補償工事に要する費用を含む。）並びに土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業の施行により工事の施行に必要な土地を造成する場合における当該事業に要する費用とする。</p>
内          訳	公有財産 購入費		<p>工事の施行に必要な土地等の購入費である。（国庫債務負担行為等による用地先行取得制度により特別会計等から土地等を購入する場合には特別会計等の使用した事業費、利子等を含む。）</p>
	負担金、補助 金及び交付金	負 担 金	<p>工事に必要な事業用地を土地区画整理事業の施行により造成せしめた場合に、当該土地区画整理事業の施行者に対し土地区画整理法第120条の規定に基づく負担金として支出する経費である。都市再開発法第121条、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第93条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第265条の規定による公共施設管理者負担金の取り扱いについても、前記と同様とする。</p>
	補償・補填 及び賠償金	補 償 金	<p>工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。</p>
	原 材 料 費		<p>補助事業者が補償金にかえて、直接施行する補償工事のための経費で、その内容は本工事費の例に準ずる。</p>
	需 用 費		
	役 務 費		
	使用料及び 賃 借 料		
	工 事 請 負 費		
代 替 費 用 金 負 担 金			<p>補助事業者が施行するダム建設工事に伴う道路の付替工事に代えて、その費用の範囲内で地方公共団体等がダム周辺の山林保全を行うための当該山林の取得及び管理に係る費用を補助事業者が負担する経費である。</p>
委 託 料			<p>用地買収及び補償の全部又は一部の施行を委託する経費（事務費等の間接経費を含む。）である。</p>

費 目		科 目		説 明
		節	区 分	
船舶及機械器具費				工事、測量設計に直接必要な機械器具、車輛（乗用車及びこれに類するものを除く。）船舶等の購入費、建造費、補修費（請負含む。）、借料、損料、保守点検費、保管料、運搬費（船舶保険料を含む。）、据付費、撤去費及び修理、製作に要する費用とする。
内 訳	購 入 費	備品購入費	機械器具費	工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、車輛、器具及び工具類で、例えば、ブルドーザー、トラック、ワイヤ、スコップ、ツルハシ等の購入費である。
		需用費	消耗品費	工事施行に直接必要な消耗品的な小工器具で備品購入費で購入するもの以外の購入費である。
	運 搬 費	原材料費	工事材料費	機械器具等購入の際における駅渡等の場合の現場までの輸送費（据付費及び撤去費を含む。）及び修繕のための機械器具の輸送費である。
		需用費	消耗品費	
		役務費	通信運搬費	
借上料	使用料及び賃借料		機械器具等の使用料又は賃借料である。	
修 繕 費	需用費	修繕料	機械器具等の修繕料及び直営修繕の場合であって、機械器具等の修繕に必要な経費である。	
	備品購入費	機械器具費		
	需用費	消耗品費		
	原材料費	燃料費		

費目	科目		説明
	節	区分	
換地諸費			土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会、換地処分及び登記に要する費用とする。
内       訳	報酬  旅費  需用費 役務費 委託料 使用料及び 賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費		<p>土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する報酬である。</p> <p>この費目から給与が支給される職員に対する日額旅費及び土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する旅費である。</p> <p>土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会及び登記に必要な経費である。</p>

費目	科目		説明
	節	区分	
権利変換諸費			市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会（組合施行の場合の審査委員を含む。以下同じ。）、防災街区整備審査会、権利変換に関する処分及び登記に要する費用並びに都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条第1項ただし書の規定に基づき事業者等が支払う地代の概算額とする。
内 訳	報酬 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費 敷地使用料		<p>市街地再開発審査会委員及び防災街区審査会委員に対する報酬である。</p> <p>この費目から給与が支給される職員に対する旅費である。</p> <p>市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会、権利変換に関する処分及び登記に必要な経費である。</p> <p>都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条ただし書規定による地代である。</p>
管理処分諸費			市街地再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、管理処分計画、市街地再開発審査会、管理処分及び登記に要する費用とする。
内 訳			(内容は権利変換諸費に準ずる。)

(備考)

1. 事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、当分の間、なお従前の例によることができる。
2. 現場技術業務等をコンサルタント等へ委託する場合の経費や、発注者、設計者及び施工者が工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有するために実施する協議に係る経費については、測量設計費から支弁することができる。

参考様式第 1

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付申請書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、同交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり、申請します。

(復興交付金事業計画の名称)

〇〇計画

××計画

.....

※ 交付決定件数は、1自治体1件であるので、件数は省略するが、自治体の策定した計画（国土交通省所管事業に係るものが含まれるもの）を列举。

(備考)

この様式に別添1、別添2及び別添3をあわせたものが参考様式第1です。



参考様式第1の別添1

交付申請額総括表

(会計区分) ○○○○

(項) ○○事業費 (目) ○○○○○○

(単位：千円)

交 付 金 額 1,000,000

番号	交付対象の特定 地方公共団体	計 画 名	計画ごとの 交付金交付額	備 考
1	××市	○○計画	500,000	
2	××市	××計画	500,000	

(備考)

上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。

参考様式第1の別添2

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金調書

(会計区分)〇〇〇〇

(項)〇〇事業費 (目)〇〇〇〇〇〇

(特定地方公共団体名)

(単位：千円)

計画名	区分	復興交付金事業等の名称 細項目	要素事業名(事業箇所)	事業費							事業費計 (A)	控除額 (B)	事業費(控除後の) (C=A-B)	充当率 (基幹事業にあっては「基本充当率」) (D)	民間事業者等負担額 (E)	基礎額 (C×D)+[(C-(C×D)-E)/2] 効果促進事業等:(C-E)×D	交付金額 (F)	国費充当率 (F/C)	完了予定年月日	備考
				工事費内訳																
				本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	換地諸費	権利変換諸費										
〇〇計画	基幹事業	1-1-(1) 道路事業	1-A1-1 (主) 〇〇線 〇〇工区																道路	
			1-A1-2(国) ××号																	道路
			1-A1-3 (都) △△線																	
	効果促進事業等	・・・(社会実験)	1-C1-1・・・																	
小計																				
××計画	基幹事業																			
	効果促進事業等																			
小計																				
合計																				

(備考)

- 上表は、復興交付金事業計画に記載された国土交通省所管事業のうち、本年度に実施するすべての要素事業について記入して下さい。
- 基幹事業の「交付対象事業名」の欄には、交付要綱附属編の例により、該当する番号及び事業名を記載して下さい。  
なお、道路事業については、「備考」欄に「道路」・「街路」の別を記載して下さい。
- 「要素事業名(事業箇所)」の欄には、要素事業ごとに復興交付金事業計画の番号及び事業名を記載して下さい。
- 「備考」欄には、一括設計承認(全体設計)がされているときは、当該承認がされた年月日、金額及びこの申請による交付申請額とこれまでに交付決定を受けた累計金額の合計額を記入して下さい。
- 「備考」欄には、交付決定前着手の承認を得て事業着手しているときは、当該承認がされた年月日と着手した年月日を記入して下さい。

参考様式第1の別添3

基金造成計画書

(単位：円)

基金の保有区分	造成予定額	備考
合計額		

(備考)

1. 基金の保有区分欄及び造成予定額欄は、国債、地方債、預金など、保有形態別に記載して下さい。
2. 備考欄には、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載して下さい。
3. 合計額の備考欄に完了予定期日を記載して下さい。この場合、完了予定期日については、当該年度において、変更交付申請が行われなくなることが確定する予定の日を記入して下さい。現時点で判断できない場合には、3月31日と記載して下さい。

参考様式第2

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付申請（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、別添のとおり、次の市町村から交付申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

〇〇市 （復興交付金事業計画の名称）等 （数）市町村

(備考)

この報告書とともに、市町村が提出した交付申請書（参考様式第1）を提出して下さい。この場合、同一市町村の分は、一連に綴って下さい。

参考様式第3

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付申請進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、別添のとおり、交付申請があり、(その内容を審査したところ、適正と認められるので、) 交付決定されたく進達します。

注 ( )書は、特定都道府県又は指定市が施行する基金造成事業の交付申請を進達する場合に記載する。

〇〇県 (復興交付金事業計画の名称) 等 (数) 都道府県

(備考)

この進達書とともに、都道府県・指定市が提出した交付申請書(参考様式第1)又は都道府県知事が提出した報告書(参考様式第2)及びその添付書類を提出すること。

参考様式第 4

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付決定変更申請書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、交付決定の内容等を変更したいので次のとおり、申請します。

(会計区分) 〇〇〇〇  
(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

当初交付決定 年 月 日 番 号	最 終 交 付 決 定 変 更 年 月 日 番 号	今 回 変 更 事 項	変 更 申 請 の 主 たる 理 由

(備考)

1. 上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。
2. この様式に別添 1、別添 2 及び別添 3 をあわせたものが参考様式第 4 です。
3. 「今回変更事項」欄は、変更事項である交付決定額、内容、経費の配分又は完了予定期日を、それぞれ「額」、「内容」、「配分」又は「期日」と記載して下さい。内容の変更に伴って完了予定期日を変更するときは「内容・期日」と、経費の配分の変更に伴って完了予定期日を変更しようとするときは「配分・期日」と記載して下さい。
4. 「変更申請の主たる理由」は、計画ごとに簡潔に記載して下さい。

参考様式第4の別添1

交付決定の変更額総括表

(会計区分) ○○○○

(項) ○○事業費 (目) ○○○○○○

(単位：千円)

交付対象の特定 地方公共団体	交 付 決 定 額	変 更 増 △ 減 額	改 交 付 決 定 額	備 考
○○市	1,000,000	△200,000	800,000	

番号	交付対象の 特定地方 公共団体	計画名	(計画別内訳)			備考
			交 付 決 定 額	変 更 増 △ 減 額	改 交 付 決 定 額	
1	○○市	○○計画	500,000	△100,000	400,000	
2	〃	△△計画	500,000	△100,000	400,000	

(備考)

1. 上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。
2. この様式は、交付決定額を変更しようとする計画についてのみ作成して下さい。

参考様式第4の別添2

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金調書（交付決定の変更）

(会計区分)〇〇〇〇

(項)〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

(特定地方公共団体名)

(単位：千円)

計画名	区分	復興交付金事業等の名称 細項目	要素事業名(事業箇所)	事業費							事業費計 (A)	控除額 (B)	事業費(控除後の) (C=A-B)	充当率 (基幹事業に あつては「基 本充当率」) (D)	民間事業者等負担額 (E)	基礎額 (C×D)+[(C-(C×D)-E)/2] 効果促進事業等:(C×D)	交付金額 (F)	国費充当率 (F/C)	完了予定年月日	備考
				工事費内訳																
				本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	換地諸費	権利変換諸費										
〇〇計画	基幹事業	1-1-(1) 道路事業	1-A1-1 (主) 〇〇線 〇〇工区																道路	
			1-A1-2(国) ××号																	道路
			1-A1-3 (都) △△線																	街路
	効果促進事業等	・・・(社会実験)	1-C1-1・・・																	
小計																				
××計画	基幹事業																			
	効果促進事業等																			
小計																				
合計																				

(備考)

- 上表は、復興交付金事業計画に記載された国土交通省所管事業のうち、本年度に実施するすべての要素事業について記入して下さい。
- 基幹事業の「交付対象事業名」の欄には、交付要綱附属編の例により、該当する番号及び事業名を記載して下さい。  
なお、道路事業については、「備考」欄に「道路」・「街路」の別を記載して下さい。
- 「要素事業名(事業箇所)」の欄には、要素事業ごとに復興交付金事業計画上の番号及び事業名を記載して下さい。
- 変更の記載方法は、変更前を上段( )として、変更後を下段に記載して下さい。完了予定日の変更を行う場合も同様とします。
- 「備考」欄には、一括設計承認(全体設計)がされているときは、当該承認がされた年月日、金額及びこの申請による交付申請額とこれまでに交付決定を受けた累計金額の合計額を記入してください。
- 「備考」欄には、交付決定前着手の承認を得て事業着手しているときは、当該承認がされた年月日と着手した年月日を記入してください。



参考様式第4の別添3

基金造成計画書（交付決定の変更）

（単位：円）

基金の保有区分	造成予定額	備考
合計額		

（備考）

1. 基金の保有区分欄及び造成予定額欄は、国債、地方債、預金など、保有形態別に記載して下さい。
2. 備考欄には、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載して下さい。
3. 合計額の備考欄に完了予定期日を記載して下さい。この場合、完了予定期日については、当該年度において、変更交付申請が行われなくなることが確定する予定の日を記入して下さい。現時点で判断できない場合には、3月31日と記載して下さい。

参考様式第5

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付決定変更申請（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、別添のとおり、交付決定の変更申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、交付決定を変更されたく報告します。

〇〇市（復興交付金事業計画の名称）等 （数）市町村

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した交付決定変更申請書（参考様式第4）を提出して下さい。

参考様式第6

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付決定変更申請進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、別添のとおり、変更申請があり、(その内容を審査したところ、適正と認められるので、) 交付決定されたく進達します。

注 ( )書は、特定都道府県又は指定市が施行する基金造成事業の変更交付申請を進達する場合に記載する。

〇〇県 (復興交付金事業計画の名称) 等 (数) 都道府県

(備考)

この進達書とともに、都道府県・指定市が提出した交付決定変更申請書(参考様式第4)又は都道府県知事が提出した変更申請(市町村)報告書(参考様式第5)及びその添付書類を提出すること。

参考様式第7

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

報 告 者 名  
(公 印 省 略)

東日本大震災復興交付金基金造成事業の完了予定期日変更報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、完了予定期日を変更したいので、次のとおり、報告します。

(会計区分) 〇〇  
(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

番号	計画名	交付決定 (上段:当初/下段:最終)		完了予定期日		予算の繰越		変更の 理 由
		番 号 年月日	交 付 決定額	変更前	変更後	種 別	繰越額	

(備考)

1. 上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。
2. 「種別」欄は、「明許繰越」又は「事故繰越」と記載して下さい。
3. 予算の繰越を伴わない完了予定期日の変更にあっては、「予算の繰越」欄を記入する必要はありません。
4. 上表への記載順は、「明許繰越」、「事故繰越」、「繰越を伴わないもの」の順として下さい。

参考様式第8

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金造成事業完了予定期日  
変更報告（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、別添のとおり、次の市町村から完了予定期日変更報告がありましたので、報告します。

〇〇市 （復興交付金事業計画の名称）等 （数）市町村

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した基金造成事業の完了予定期日変更報告書（参考様式第7）を提出して下さい。この場合、同一市町村の分は、一連に綴って下さい。

参考様式第9

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金造成事業完了予定期日変更  
報告進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金の基金造成事業について、別添のとおり、  
完了予定期日変更報告がありましたので、進達します。

〇〇県 (復興交付金事業計画の名称) 等 (数) 都道県

(備考)

この進達書とともに、都道県・指定市が提出した基金造成事業の完了予定期日変更報告書(参考様式第7)又は都道県知事が提出した基金造成事業完了予定期日変更報告(市町村)報告書(参考様式第8)及びその添付書類を提出すること。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

報 告 者 名  
(公 印 省 略)

要素事業の完了予定期日変更報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の要素事業について、完了予定期日を変更したいので、次のとおり、報告します。

(会計区分) 〇〇  
(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

番号	計画名	要素 事業名	完了予定期日		変更の 理由
			変更前	変更後	

(備考)

上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金要素事業完了予定期日変更  
報告（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の要素事業について、別添のとおり、  
次の市町村から完了予定期日変更報告がありましたので、報告します。

〇〇市 （復興交付金事業計画の名称）等 （数）市町村

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した要素事業の完了予定期日変更報告書（参  
考様式第 1 0）を提出して下さい。この場合、同一市町村の分は、一連に綴って下  
さい。



参考様式第 1 2

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金要素事業完了予定期日変更  
報告進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の要素事業について、別添のとおり、  
完了定期日変更報告がありましたので、進達します。

〇〇県 (復興交付金事業計画の名称) 等 (数) 都道県

(備考)

この進達書とともに、都道県・指定市が提出した要素事業の完了予定期日変更報告書(参考様式第 1 0)又は都道県知事が提出した要素事業完了予定期日変更報告(市町村)報告書(参考様第 1 1)及びその添付書類を提出すること。

参考様式第 1 3

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金に係る事業費財源表

交付対象の特定地方公共団体 〇〇

(計画名) 〇〇計画

(要素事業名) 〇〇

(単位:千円)

区 分	総事業費	内 訳		備 考
		事業費	控除額	
交 付 金				
地 方 負 担 金	一 般 財 源			
	( 都 市 計 画 税 )			
	( 地 方 道 路 譲 与 税 )			
	地 方 債			
	受 益 者 負 担 金			
	都 道 県 補 助 金			
	市 町 村 分 担 金			
	そ の 他			
	計			
そ の 他				
合 計				

(備考)

1. 上表は、基金、一般財源及び地方債以外の財源を充てて行おうとする要素事業について、当該要素事業ごとに作成して下さい。(地方負担金の財源が、一般財源及び地方債のみの要素事業については、この様式を提出する必要はありません。)なお、同種の要素事業が複数ある場合には、本様式は総額についてのみ作成し、計画ごと、要素事業ごとの内訳を記載した別紙を添付してもかまいません。
2. 「総事業費」は、当該年度に交付金を充てる要素事業の事業費総額をいい、申請の際における予定額を含みます。
3. 「その他」欄に計上したものについては、「備考」欄に内容を記載して下さい。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

申請者名  
(公印省略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付決定取消申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、下記のとおり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定に基づく当該交付決定の全部の取消を申請します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付決定取消額 円
3. 計画名  
(含まれる計画名を全て列挙して下さい。)
4. 交付決定の取消を申請する理由  
(具体的かつ詳細に記載して下さい。)

(備考)

1. 交付決定を受けた後、当該年度中にその交付決定の取消を申請する場合に用います。
2. 交付決定の一部取消については、交付決定額の減額として取り扱いますので、この申請書ではなく、交付決定変更申請書（参考様式第4）を提出して下さい。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付決定取消申請（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、別添のとおり、次の市町村から交付決定取消申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、交付決定を取消されたく報告します。

〇〇市 （復興交付金事業計画の名称）等 （数）市町村

(備考)

この報告書とともに、市町村が提出した交付決定取消申請書（参考様式第11）を提出して下さい。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金交付決定取消申請進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業について、別添のとおり、交付決定取消申請があり、(その内容を審査したところ、適正と認められるので、) 交付決定を取消されたく進達します。

注 ( )書きは、特定都道府県又は指定市が施行する交付対象事業の交付決定取消申請を進達する場合に記載する。

〇〇県 (復興交付金事業計画の名称) 等 (数) 都道府県

(備考)

この進達書とともに、都道府県・指定市が提出した交付決定取消申請書(参考様式第14)又は都道府県知事が提出した取消申請(市町村)報告書(参考様式第15)及びその添付書類を提出すること。

番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長等 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

東日本大震災復興交付金基金一括設計審査（全体設計）申請書

東日本大震災復興交付金基金を充てる要素事業に係る工事について、「東日本大震災復興交付金基金交付申請等要領」（平成24年2月10日付け国官会第2666号国土交通事務次官通知）第7の規定に基づき、一括設計審査（全体設計）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 要素事業名

（会計区分）〇〇〇〇

（項）〇〇事業費 （目）〇〇〇〇〇〇

計 画 名：

要素事業名：

2. 一括設計審査（全体設計）を必要とする理由

（備考）

- この様式に、別添をあわせたものが参考様式第17です。
- 「1. 要素事業名」欄には、一括設計審査（全体設計）を受けようとする要素事業が定められた復興交付金事業計画の名称並びにこれに充てる交付金の（項）及び（目）の名称も記載して下さい。
- この申請書とともに、一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出して下さい。

参考様式第 17 又は参考様式第 18 の別添

一括設計審査（全体設計）表

要素事業 (路線・工区等)					
事業の内容 (延長・面積等)					
工事施行期間	(自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日				
経 費 の 配 分	金 額 (千円)	(内訳)			
		年度	年度	年度	
事 業 費					
(内訳)	工 事 費				
	(本工事費)				
	(附帯工事費)				
	(測量設計費)				
	(用地費及補償費)				
	(船舶及機械器具費)				
...					
摘 要					

(備考)

- この様式は、参考様式第 17 又は参考様式第 18 に添付して下さい。
- 変更に係る申請に当たっては、上段に変更前、下段に変更後を記載して下さい。

参考様式第18

番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長等 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

東日本大震災復興交付金基金一括設計審査（全体設計）変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号外 件をもって一括設計  
審査（全体設計）を受けた東日本大震災復興交付金基金の要素事業に係る一  
括工事設計書（全体設計書）について変更したいので、関係書類を添えて申  
請します。

1. 要素事業名

(会計区分) 〇〇〇〇  
(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇  
計 画 名 :  
要素事業名 :

2. 変更する理由

(備考)

1. この様式に、別添をあわせたものが参考様式第18です。
2. 「1. 要素事業名」欄には、一括設計審査（全体設計）を受けようとする要素事業が定められた復興交付金事業計画の名称並びにこれに充てる交付金の（会計区分）、（項）及び（目）の名称も記載して下さい。
3. この変更申請書とともに、一括工事設計書（全体設計書）の変更内容を明らかにした書類を提出して下さい。



番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長等 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

東日本大震災復興交付金基金一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書

東日本大震災復興交付金基金を充てる要素事業に係る工事について、別添のとおり、次の市町村から一括設計審査（全体設計）申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、承認されたく報告します。

〇〇市等 （数）市町村  
（復興交付金事業計画の名称）等 （数）件

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した一括設計審査（全体設計）申請書（参考様式第 17）を提出して下さい。この場合、同一市町村の分は、一連に綴って下さい。

地方整備局長等  
特定都道府県知事 へ

報告者  
(公印省略)

令和 年度東日本大震災復興交付金基金造成事業完了実績報告書

令和 年 月 日第 号をもって交付金の交付決定の通知を受けた標記の事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条前段の規定により関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 精算交付金額

(会計区分) ○○○○ (項) ○○事業費 (目) ○○○○○○ (単位: 円)

交付決定額	1,000,000
精算交付金額	1,000,000

番号	計画名	交付決定額	精算交付金額 (1)	交付金の精算内訳	
				交付金受入額 (2)	受入超過額 (2) - (1)

2 基金造成事業実施状況調書 (別添1)

3 交付金受入調書 (別添2)

4 添付書類

(1) 条例、(2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本、(3) その他参考となる書類

(記載要領)

1. 標題の年度は、事業年度を記載する。
2. 本文冒頭の交付決定通知の年月日及び番号は、当該報告に係る最も早い交付決定のものを代表として記載する。

参考様式第20の別添1

基金造成事業実施状況調書

(単位：円)

基金の保有区分	造成年月日	造成額	年利率	備考
合計額				

(記載要領)

基金の保有区分は、国債、地方債、預金など、保有形態別に記載すること。

様式第20の別添2

令和 年度 交付金受入調書

特定地方公共団体名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

区分	年月日	計画名 (項)(目)			
交付決定 通知					
	計				
交付金 受入					
	計				

(記載要領)

1. 計画名欄は国の予算科目の順序に従って記載する。
2. 交付決定通知欄は、通知年月日ごとに交付決定額の増(△)減額を記載する。
3. 交付金受入額は、受入年月日ごとに記載する。但し、既往年度の受入額は各年度ごとに合算し計上して差し支えない。
4. 交付決定の全部又は一部の取消があった場合は、当該年月日の前に※を、金額の前に△印を付し、当該金額は計欄から控除する。

参考様式第 2 1

番 号  
年 月 日

地方整備局長等  
特定都道府県知事 あて

報 告 者  
(公印省略)

令和 年度東日本大震災復興交付金基金造成事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日第 号をもって交付金の交付決定の通知を受けた標記の事業の令和 年度における実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 4 条後段の規定により関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 年度内遂行実績等

(会計区分) ○○○○ (項) ○○事業費 (目) ○○○○○○ (単位: 円)

番号	計画名	交付決定額	年度内基金造成額	翌年度繰越額	備考

2 基金造成事業実施状況調書 (別添 1)

3 交付金受入調書 (別添 2)

4 添付書類

(1) 条例、(2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本、(3) その他参考となる書類

(備考)

本文冒頭の交付決定通知の年月日及び番号は、当該報告に係る最も早い交付決定のものを代表として記載する。

参考様式第21の別添1

基金造成事業実施状況調書

(単位：円)

基金の保有区分	造成年月日	造成額	年利率	備考
合計額				

(記載要領)

基金の保有区分は、国債、地方債、預金など、保有形態別に記載すること。

様式第21の別添2

令和 年度 交付金受入調書

特定地方公共団体名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

区分	計画名 (項)(目)				
	年月日				
交付決定 通知					
	計				
翌年度への繰越額					
翌々年度への繰越額					
交付金 受入					
	計				

(記載要領)

1. 計画名欄は国の予算科目の順序に従って記載する。
2. 交付決定通知欄は、通知年月日ごとに交付決定額の増(△)減額を記載する。
3. 繰越額は、その確定額を記載する。
3. 交付金受入額は、受入年月日ごとに記載する。但し、既年度の受入額は各年度ごとに合算し計上して差し支えない。
4. 交付決定の全部又は一部の取消があった場合は、当該年月日の前に※を、金額の前に△印を付し、当該金額は計欄から控除する。

番 号

東日本大震災復興交付金基金交付額確定通知書

特定都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

地方整備局長等  
特定都道府県知事

記

確定金額	円
交付決定金額	円
交付済金額	円
返還金額	円



参考様式第22の別添

令和 年度完了東日本大震災復興交付金基金造成事業の額の確定総括表

特定都道県名

番号	特定地方 公共団体名	年度区分	報告書受理 年 月 日	額の確定 年 月 日	交付決定額	精算交付金額	交付金 受入額	国庫補助金 返納額	備考
合計									

(記載事項)

1. 事業の執行が二会計年度以上にまたがる場合には、全体額を計上した上、その下行に執行年度別の内訳を記載する。
2. 最下段に都道府県の合計額を記載する。

番 号

東日本大震災復興交付金基金造成事業是正命令書

特定都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第16条の規定により、下記のとおり是正することを命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等  
特定都道府県知事

記

番 号

東日本大震災復興交付金基金交付額返還命令書

特定都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で交付金の額を確定した東日本大震災復興交付金基金の基金造成事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定及び交付条件により、下記のとおり交付金の返還を命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等  
特定都道府県知事

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 令和 年 月 日

参考様式第25

債権発生通知書

番 号  
令和 年 月 日

歳入徴収官等  
官 職 氏 名

官 職 氏 名

下記のとおり債権が発生したので通知する。

記

年度	国土交通省（主）管		会計	
債権の種類	（部）		（款）	
	（項）		（目）返納金債権	
債権金額		履行期限		
債務者の住所及び氏名又は名称				
債権の発生原因				
利率その他利息に関する事項				
延滞金に関する事項				
債務者の資産又は業務の状況に関する事項				
担保に関する事項				
解除条件				
その他必要な事項				

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等  
(公 印 省 略)

東日本大震災復興交付金基金交付額確定報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

(備考)

1. 東日本大震災復興交付金基金造成事業の額の確定総括表(参考様式22の別添)を添付する。
2. 是正命令を発したのものについては、その内容等を付記する。

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 あて

特定都道府県知事  
(公 印 省 略)

東日本大震災復興交付金基金交付額確定（市町村）報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

(備考)

1. 東日本大震災復興交付金基金造成事業の額の確定総括表（参考様式 2 2 の別添）を添付する。
2. 是正命令を発したのものについては、その内容等を付記する。

参考様式第28

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等  
(公 印 省 略)

東日本大震災復興交付金基金交付額確定（市町村）報告に係る報告書

標記について、特定都道府県知事より、別添のとおり額の確定をした旨報告があったので、報告する。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業使途内訳提出書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業の使途内訳について、関係書類を添えて、下記 1. のとおり、提出します。

なお、使途内訳書に記載の細要素事業について、下記 2. の条件を了知の上、着手することとします。

1. 復興交付金事業計画の名称

〇〇計画

××計画

.....

2. 条件

国土交通大臣より使途内訳書の修正の有無について回答を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任となることを了知したうえで、当該事業に着手すること。

(備考)

この様式に別添 1、別添 2 及び別添 3 をあわせたものが参考様式第 29 です。



参考様式 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 1

令和〇〇年度市街地復興効果促進事業総括表

交付団体名：〇〇市（町村）

（単位：千円）

計画名	交付限度額 (a)			使途内訳を定めた対象交付金額			使途未定額 (a-d)	備考		
				前回まで(b)		今回(c)			計(d=b+c)	
〇〇計画	24年 5月	交付決定	2,000,000	24年 5月	当初提出	1,000,000				
	24年10月	変更交付決定	1,200,000	24年10月	変更提出	600,000				
	24年12月	事業間流用	△ 200,000							
	合計		3,000,000	合計		1,600,000	240,000	1,840,000	1,160,000	

- (備考)
1. 標題の年度は、当該市街地復興効果促進事業が記載されている復興交付金事業計画の年度を記載してください。
  2. 「交付限度額」の欄には、市街地復興効果促進事業の交付限度額を記載し、今回の提出までに事業間流用等により市街地復興効果促進事業の交付限度額が増減している場合は、増減額、増減の要因（事業間流用）及び日付を記載してください。
  3. 過去に変更提出書の提出を行っている場合は、「使途内訳を定めた交付金額」の「前回まで」の欄に、当初提出とこれまでに行った変更提出書の提出の際の使途内訳対象交付金額と日付を記載してください。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 2

令和〇〇年度 市街地復興効果促進事業使途内訳提出調書

(単位：千円)

計画名	事業番号	要綱上の事業名称	細要素事業名	事業費の内訳								事業費計 (A)	控除額 (B)	事業費 (控除額の 控除後) (C=A-B)	国費率 (8/10) (D)	提出対象 交付金額 (C) × D (C)	着手 年月日	完了 予定 年月日	備考
				工 事 費 内 訳															
				本工事費	付帯工事費	測量設計費	用地費及 補償費	船舶及 機械器具費	換地諸費	権利変換諸 費	管理処分諸 費								
〇〇計画	★ D 15 - 1 - 1	(1) 市街地整備 コーディネート 事業	〇〇〇調査	(1,600,000)	(0)	(60,000)	(350,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2,010,000)	(10,000)	(2,000,000)	(0.8)	(1,600,000)	H24.10.1	H25.3.31	
				300,000	0	0	0	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0.8	240,000			
				<1,900,000>	<0>	<60,000>	<350,000>	<0>	<0>	<0>	<0>	<2,310,000>	<10,000>	<2,300,000>	<0.8>	<1,840,000>			
	★ D - -											(0)		(0)	(0.8)	(0)			
					<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0.8>	<0>			
	★ D - -											(0)		(0)	(0.8)	(0)			
					<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0.8>	<0>			
★ D - -											(0)		(0)	(0.8)	(0)				
				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0.8>	<0>				
★ D - -											(0)		(0)	(0.8)	(0)				
				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0.8>	<0>				
★ D - -											(0)		(0)	(0.8)	(0)				
				<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0.8>	<0>				
合計				(1,600,000)	(0)	(60,000)	(350,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2,010,000)	(10,000)	(2,000,000)	(0.8)	(1,600,000)			
				300,000	0	0	0	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0.8	240,000			
				<1,900,000>	<0>	<60,000>	<350,000>	<0>	<0>	<0>	<0>	<2,310,000>	<10,000>	<2,300,000>	<0.8>	<1,840,000>			

(備考)

1. 本表は、標題の年度に係る市街地復興効果促進事業の細要素事業を記載する。
2. 「事業番号」は、「★(最も関連する基幹事業の事業番号) - (最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。(参考) D 4 : 災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)、D15 : 津波復興拠点整備事業、D16 : 市街地再開発事業、D17 : 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)、D23 : 防災集団移転促進事業
3. 「要綱上の事業名称」欄には、東日本大震災復興交付金制度要綱別表 3-2 に掲げられた事業にあっては同表に掲げられた番号及び事業名、東日本大震災復興交付金制度要綱第 2 第 2 項 (5) ② に規定する復興地域づくり加速化事業にあっては「復興地域づくり加速化事業」を記載する。
4. 「細要素事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載し、細要素事業ごとに別添を添付すること。
5. 「備考」欄には、一括設計承認(全体設計)がされているときは、(一括)と記載し、当該承認がされた年月日、金額及び今回提出による提出対象交付金額とこれまでに協議済みの累計金額の合計額を記載する。
6. 上段( )書きは、前回までの提出済みの額、中段には今回提出する額、下段< >書きは合計額を記載する。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 16 - 1 - 1
要綱上の 事業名称	(1) 市街地整備コーディネート事業
細要素事業名	〇〇〇調査
全体事業費	2,310,000 (千円)

※ この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業使途内訳提出（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、次の市町村から使途内訳書の提出があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、報告します。

〇〇市（復興交付金事業計画の名称）等（数）市町村

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した提出書（参考様式第29）を提出して下さい。この場合、同一市町村の分は、一連に綴って下さい。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業使途内訳提出進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、使途内訳書の提出があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、進達します。

注 特定市町村（指定市を除く）が施行する市街地復興効果促進事業の提出書を進達する場合、以下の記載とする。

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、使途内訳書の提出がありましたので、進達します。

〇〇県 （復興交付金事業計画の名称）等 （数）都道県

〇〇都道県・指定市

(備考)

この進達書とともに、都道県若しくは指定市が提出した提出書（参考様式第 2 9）又は都道県知事が提出した使途内訳提出（市町村）報告書（参考様式第 3 0）及びその添付書類を提出すること。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業使途内訳変更提出書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、使途内訳を変更したいので次のとおり、提出します。

なお、使途内訳変更提出書に記載の細要素事業の着手にあたっては、次条件を了知の上、着手いたします。

(会計区分) 〇〇〇〇  
(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

当 初 回 答 年 月 日 番 号	最 終 回 答 変 更 年 月 日 番 号

(条件)

国土交通大臣より使途内訳書の修正の有無について回答を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任となることを了知したうえで、当該事業に着手すること。

(備考)

1. 上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。
2. この様式に別添1、別添2及び別添3をあわせたものが参考様式第32です。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業使途内訳変更提出（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、使途内訳書の変更提出があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、報告します。

〇〇市（復興交付金事業計画の名称）等 （数）市町村

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した変更提出書（参考様式第 3 2）を提出して下さい。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業使途内訳変更提出進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、使途内訳書の変更提出があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、進達します。

注 特定市町村（指定市を除く）が施行する市街地復興効果促進事業の使途内訳書の変更提出を進達する場合、以下の記載とする。

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、使途内訳書の変更提出がありましたので、進達します。

〇〇県 （復興交付金事業計画の名称）等 （数）都道県

（備考）

この進達書とともに、都道県若しくは指定市が提出した変更提出書（参考様式第32）又は都道県知事が提出した使途内訳変更提出（市町村）報告書（参考様式第33）及びその添付書類を提出すること。



番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

報 告 者 名  
(公 印 省 略)

細要素事業の完了予定期日変更報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、完了予定期日を変更したいので、次のとおり、報告します。

(会計区分) 〇〇

(項) 〇〇事業費 (目) 〇〇〇〇〇〇

番号	計画名	細要素 事業名	提出 (上段:当初/下段:最終)		完了予定期日		変更の 理 由
			回答番号 年 月 日	提出対象 交付金額	変更前	変更後	

(備考)

上表は、会計区分、項、目ごとに作成して下さい。別葉にする必要はありません。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業完了予定期日変更報告（市町村）報告書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、次の市町村から細要素事業の完了予定期日変更報告がありましたので、報告します。

〇〇市（復興交付金事業計画の名称）等（数）市町村

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した細要素事業の完了予定期日変更報告書（参考様式第35）を提出して下さい。この場合、同一市町村の分は、一連に綴って下さい。

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 あて

〇〇地方整備局長等  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業完了予定期日変更報告進達書

令和〇〇年度東日本大震災復興交付金基金の市街地復興効果促進事業について、別添のとおり、細要素事業の完了定期日変更報告がありましたので、進達します。

〇〇県 (復興交付金事業計画の名称) 等 (数) 都道県

番号	交付対象の 特定地方 公共団体	計画名	細要素 事業名	当 初 回 答 年月日番号	最 終 回 答 年月日番号	備考

(備考)

この進達書とともに、都道県若しくは指定市が提出した細要素事業の完了予定期日変更報告書(参考様式第 3 5)又は都道県知事が提出した完了予定期日変更報告(市町村)報告書(参考様式第 3 6)及びその添付書類を提出すること。

参考様式第38

市街地復興効果促進事業に係る事業費財源表

交付対象の特定地方公共団体

(計画名) ○○計画

(細要素事業名) ○○○事業

(単位:千円)

区 分		総事業費	内 訳		備 考
			事業費	控除額	
交 付 金					
地 方 負 担 金	一 般 財 源				
	( 都 市 計 画 税 )				
	( 地 方 道 路 譲 与 税 )				
	地 方 債				
	受 益 者 負 担 金				
	都 道 県 補 助 金				
	市 町 村 分 担 金				
	そ の 他				
	計				
そ の 他					
合 計					

(備考)

1. 上表は、基金、一般財源及び地方債以外の財源を充てて行おうとする市街地復興効果促進事業について、細要素事業ごとに作成して下さい。(地方負担金の財源が、一般財源及び地方債のみの細要素事業については、この様式を提出する必要はありません。)  
 なお、同種の細要素事業が複数ある場合には、本様式は総額についてのみ作成し、計画ごと、細要素事業ごとの内訳を記載した別紙を添付しても構いません。
2. 「総事業費」は、当該年度に交付金を充てる細要素事業の事業費総額をいい、使途内訳書の提出の際における予定額を含みます。
3. 「その他」欄に計上したものについては、「備考」欄に内容を記載して下さい。

番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長等 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請書

東日本大震災復興交付金基金の取崩額を充てる細要素事業に係る工事について、「東日本大震災復興交付金基金交付申請等要領」（平成24年2月10日付け国官会2666号国土交通事務次官通知）第17の規定に基づき、細要素事業の一括設計審査（全体設計）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 細要素事業名

（会計区分）〇〇〇〇

（項）〇〇事業費 （目）〇〇〇〇〇〇

計画名：〇〇〇〇〇〇

要素事業名：市街地復興効果促進事業

事業番号：★D〇〇-〇-〇

細要素事業名：〇〇〇〇〇〇

2. 一括設計審査（全体設計）を必要とする理由

（備考）

- この様式に、別添をあわせたものが参考様式第39です。
- 「1. 細要素事業名」欄には、一括設計審査（全体設計）を受けようとする細要素事業が定められた復興交付金事業計画の名称並びにこれに充てる交付金の（項）及び（目）の名称も記載して下さい。
- この申請書とともに、細要素事業の一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出して下さい。

参考様式第39又は参考様式第40の別添

細要素事業の一括設計審査（全体設計）表

事業番号		細要素事業 (路線・工区 等)																															
事業の内容 (延長・面積等)																																	
工事施行期間	(自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日																																
経 費 の 配 分	金 額 (千円)	(内訳)																															
		年度	年度	年度																													
事 業 費																																	
(内訳) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>工 事 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(本工事費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(附帯工事費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(測量設計費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(用地費及補償費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(船舶及機械器具費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工 事 費					(本工事費)				(附帯工事費)				(測量設計費)				(用地費及補償費)				(船舶及機械器具費)				...							
	工 事 費																																
	(本工事費)																																
	(附帯工事費)																																
	(測量設計費)																																
	(用地費及補償費)																																
(船舶及機械器具費)																																	
...																																	
摘 要																																	

(備考)

1. この様式は、参考様式第39又は参考様式第40に添付して下さい。
2. 変更に係る申請に当たっては、上段に変更前、下段に変更後を記載して下さい。

番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長等 あて

申 請 者 名  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業一括設計審査（全体設計）変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号外 件をもって細要素事業  
の一括設計審査（全体設計）を受けた東日本大震災復興交付金基金の細要素事  
業に係る一括工事設計書（全体設計書）について変更したいので、関係書類を  
添えて申請します。

1. 細要素事業名

（会計区分）〇〇〇〇

（項）〇〇事業費 （目）〇〇〇〇〇〇

計 画 名：〇〇〇〇〇〇

要素事業名：市街地復興効果促進事業

事業番号：★D〇〇-〇-〇

細要素事業名：〇〇〇〇〇〇

2. 変更する理由

（備考）

- この様式に、別添をあわせたものが参考様式第40です。
- 「1. 細要素事業名」欄には、一括設計審査（全体設計）を受けようとする細要素事業が定められた復興交付金事業計画の名称並びにこれに充てる交付金の（会計区分）、（項）及び（目）の名称も記載して下さい。
- この変更申請書とともに、細要素事業の一括工事設計書（全体設計書）の変更内容を明らかにした書類を提出して下さい。

番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長等 あて

都 道 県 知 事  
(公 印 省 略)

市街地復興効果促進事業一括設計審査（全体設計）申請（市町村）報告書

東日本大震災復興交付金基金の取崩額を充てる細要素事業に係る工事について、別添のとおり、次の市町村から細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請があり、その内容を審査したところ、適正と認められるので、承認されたく報告します。

〇〇市等 （数）市町村  
（復興交付金事業計画の名称）等 （数）件

（備考）

この報告書とともに、市町村が提出した細要素事業の一括設計審査（全体設計）申請書（参考様式第 3 9）を提出して下さい。この場合、同一市町村の分は、一連に綴って下さい。